FAJ 品質基準

MPS-Florimark GPA

株式会社　フラワーオークションジャパン

バージョン 3:　2022 年 3 月 31 日

（株）フラワーオークションジャパン	
FAJ 品質基準	バージョンナンバー：３
更新承認日：2022 年 3 月 31 日	承認： 代表取締役社長 福永哲也

FAJ品質基準

FAJは、ここに品質基準および基準未達商品の扱いを定める。

用語の定義

－絶対的品質・・・・傷みや病害虫の有無、生理障害など、商品の根本的な価値を左右するもの、および鉢物に於ける鉢サイズや切花に於ける長さなど、客観的な基準に基づいて表示されうるもの

－相対的品質・・・・多くの鉢花に於ける着花数、着蕾数、ボリューム、花の咲き前など、および切花に於ける葉の大小、茎の太さ、花の大きさ、節間の間延びなど、客観的な基準に基づく表示が難しいもの

総 論

入荷時や販売時、出荷時の検品では、以下に定める絶対的品質によってチェックを行う。また、品質基準未達品についてはリストを作成し、その原因や起因場所を特定し、改善策を探り、再発を防ぐべく努力する。

中長期の予約相対や特殊な品目・品種、特殊な品質の指定がある予約相対では、絶対的品質に加えて、相対的品質についても情報を集め、発注者にそれを伝える。

その他、出荷を控えた作目に於ける生育状況、相対的品質の見込み等について、産地より情報の収集に努め、その情報を仲卸・買参人に周知する努力をする。

各　論

A. 絶対的品質について

1. 商品の物理的損傷について

1)　物理的損傷がひどく、商品性がないものは販売してはならない。軽微な損傷では、その旨を明記して販売する。

2) 物理的損傷が発見された場合は、その原因を明らかにし、それが出荷者、運送事業者、FAJ社員によるハンドリング、仲卸・買参人によるハンドリングのいずれによるかに従い、破損商品の販売相当額全額または一部を各々の発生者が負担することとする。

3)　主な物理的損傷は以下の通りである。
－鉢物‥‥鉢割れ、枝折れ、花スレ、葉の傷みなど
－切花‥‥頭つき、花スレ、葉の傷みなど

2. 物理的損傷以外の損傷について

1)　切花に於いて、回復が不可能な萎れや回復しても葉や花に傷が残りそうな萎れがあるとき、FAJは現品を開設者に持ち込み、検査を受け、これを販売しない。そして、その結果を出荷者に伝える。

2)　鉢物に於ける萎れ、水切れについて。萎れが発見されたとき、またはが萎れると判断できるほどに水切れが進んでいると判断されたとき、直ちに水やりをして回復を待つ。また、萎れや水切れの状態と水やりしたことを記録に残す。

3)　流通途中のエチレンガスや水ストレスによる葉落ちや花落ちが発見されたとき、『ストレス障害あり』と表示して販売するとともに、その旨を出荷者に伝える。

4)　流通途中の高温による蒸れ、低温による凍傷害が発見されたとき、『ムレあり』、『凍傷害あり』と表示して販売するとともに、その旨を出荷者に伝える。

5)　切花に於いて、段ボール箱に長く寝かせたことにより、茎に極端な曲がりが発生したとき、『曲がり』と表示して販売するとともに、その旨を出荷者に伝える。

３．病害虫について

1)　明らかな病害が発見されたとき、『病害あり』と表示して販売するとともに、その旨を出荷者に連絡する。主な病害は次の通り。

－ボトリチスによる花シミ
－うどん粉病による茎葉の白化
－ウイルス病による奇形や斑入り、斑点、軟腐など
－サビ病や斑点病などによる葉の汚れ
－斑点病などによる葉の汚れ

2)　害虫そのものが発見されたとき、または害虫による各種症状が見出されたとき、『虫つき』と表示して販売するとともに、出荷者に対して、出荷時の検品を厳密に行うか、害虫の駆除が完了するまで出荷を止めるように勧める。主な害虫への対処方法は次の通り。

－ハダニ類やアザミウマ類、ホコリダニ類、サビダニ類など微少な害虫による花や葉の傷、奇形、軟腐などが見出されたとき
－アブラムシやコナジラミそのものが見出されたとき
－アオムシやタバコガ、ヨトウムシなどによる食害の痕跡が見出されるとき

４．病害虫による販売後の返品、クレームについて

1)　小売店の担当に並んで後に発見された病害虫、または消費者に販売された後に発見された病害虫による返品、クレームは原則受け付けない。

2)　ただし、病害虫の種類が特定され、それが出荷者に起因すると判断されたときは、FAJは出荷者と交渉して善後策を探る。

3)　病害虫による販売後の返品、クレームは、販売後一週間を過ぎたとき、FAJは原則それを受け入れない。

５．花老け

1)　十分な観賞期間を確保できない満開の状態や老け花が出始めたものは、『花老け』と表示して販売するとともに、出荷者に連絡をとり、改善するよう指導する。

B. 相対的品質について

1. 相対的品質において著しく不揃いなロットの扱い

1)　相対的品質において著しく不揃いなロットの商品は、『バラツキあり』と表示して販売するとともに、選抜を厳しくするように出荷者を指導する。

2. 継続出荷商品に於ける相対的品質の劣化（品質落ち）について

1)　継続出荷される商品の品質に関して、担当社員は出荷者と密に情報交換を行い、品質が落ちるとの情報を得たとき、その状況を担当営業センター全社員にメールで告知する。

2)　セリ人の資格を持つ社員は、継続出荷商品の品質の変化を日々チェックし、明らかな品質落ちが見られるとき、出荷者と協議して予約相対および相対に於ける価格を見直しする。

3)　継続出荷商品に予約相対の注文を受けたとき、品質落ちが明らかな場合はその旨を発注者に知らせる。

3. サンプル販売に於ける品質落ちについて

1)　サンプル販売をするとき、着花・着蕾数やボリュームなどの相対的品質において、中程度のものをサンプルとして示す。

2)　サンプル販売によって販売した商品の納品において、納品商品の着花・着蕾数やボリュームなどの品質がサンプルより明らかに劣ると判断されたとき、出荷者と納品価格等について協議を行い、また速やかにその旨を発注者に伝え、善後策について協議する。

4. 中長期の予約相対に係る商品の品質について

1)　委託生産や生産見込みを前提とした予約相対の受発注について、FAJは適宜、出荷者より生育状況や品質見込みについて情報を収集し、それを発注者に伝える。

2)　上記のとき、納品が間近に迫り、納品物品の品質について見通しがついたとき、FAJは発注者と協議の上、写真やサンプル品を取り寄せる、栽培地に出向くなど、適当な方法をとって品質のチェックを行う。

５．特定の品質における指定のある予約相対、相対の受発注について

1） 鉢物に於いて、同一の鉢サイズでありながら出荷者によって多様な仕様を示す商品があるとき、FAJは発注者と相対的品質に関する要望を確認し、適当な商品を引き当てる。

2） 鉢物に於いて、発注者より鉢サイズ以外の相対的品質、または草丈などの絶対的品質に於ける指定があったとき、出荷者にその指定を伝え、有る無しを確認してから発注する。

3） 切り枝のようにサイズや形に変化が大きな切花類の受発注では、発注者の要望を詳しく確認し、それを出荷者に伝え、発注者の要望を満たすべく努力する。

６．特殊な品目・品種を指定した予約相対の受発注について

1） 特殊な品目・品種の受発注では、出荷可能な商品の状態を出荷者より詳しく聞き出し、それを発注者に伝え、了承を得ることを必須とする。